

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

法律の趣旨

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、

- ① 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する。
- ② 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

法律の概要

1. 基本方針

国は、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動の利便性及び安全性の向上を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を策定。

(基本方針の内容)

- ・ 移動円滑化の意義及び目標
- ・ 移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針 等

2. 公共交通事業者が講ずべき措置

公共交通事業者に対し、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改良、車両の新規導入の際、この法律に基づいて定められるバリアフリー基準への適合を義務付ける。

既存の旅客施設・車両については努力義務とする。

(基準例)

- ・ エレベーター、エスカレーター等の設置、誘導警告ブロックの敷設 等

3. 重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

- ① 市町村が、基本方針に基づき、一定規模の旅客施設を中心とした地区において旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、基本構想を作成。

(一定規模の旅客施設の例)

鉄道駅については、1日の利用者数が5千人以上であること又は相当数の高齢者、身体障害者等の利用が見込まれること等。

(基本構想の内容)

- ・ 目標時期
- ・ 重点的に整備すべき地区(鉄道駅及び周辺の福祉施設、病院、官公庁等を含む地域)
- ・ 整備を行う経路、整備の概要 等

- ② 公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会が、基本構想に従ってそれぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施。

(事業例)

- ・ エレベーター、エスカレーター等の設置、使いやすい券売機の設置、低床バスの導入
- ・ 歩道の段差解消
- ・ 視覚障害者用信号機の設置 等

- ③ 地方公共団体等は、駅前広場、通路、駐車場等について、基本構想に従ってバリアフリー化を実施。

4. その他

国、地方公共団体の支援措置、必要な情報の提供等

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み

基本方針（主務大臣）

- ・移動円滑化の意義及び目標
- ・移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項等
- ・市町村が作成する基本構想の指針

公共交通事業者が講ずべき措置

新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

- （旅客施設を新設する際の基準適合義務）
- ・エレベーター、エスカレーターの設置
 - ・誘導警告ブロックの敷設
 - ・トイレを設置する場合の身体障害者用トイレの設置等

- （車両を導入する際の基準適合義務）
- ・鉄道車両の車椅子スペースの確保
 - ・鉄道車両の視覚案内情報装置の設置
 - ・低床バスの導入
 - ・航空機座席の可動式肘掛けの装着等

既設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

基本構想（市町村）

- ・駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定
- ・旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項等

公共交通特定事業

- ・公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

道路特定事業

- ・道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

交通安全特定事業

- ・都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

その他の事業

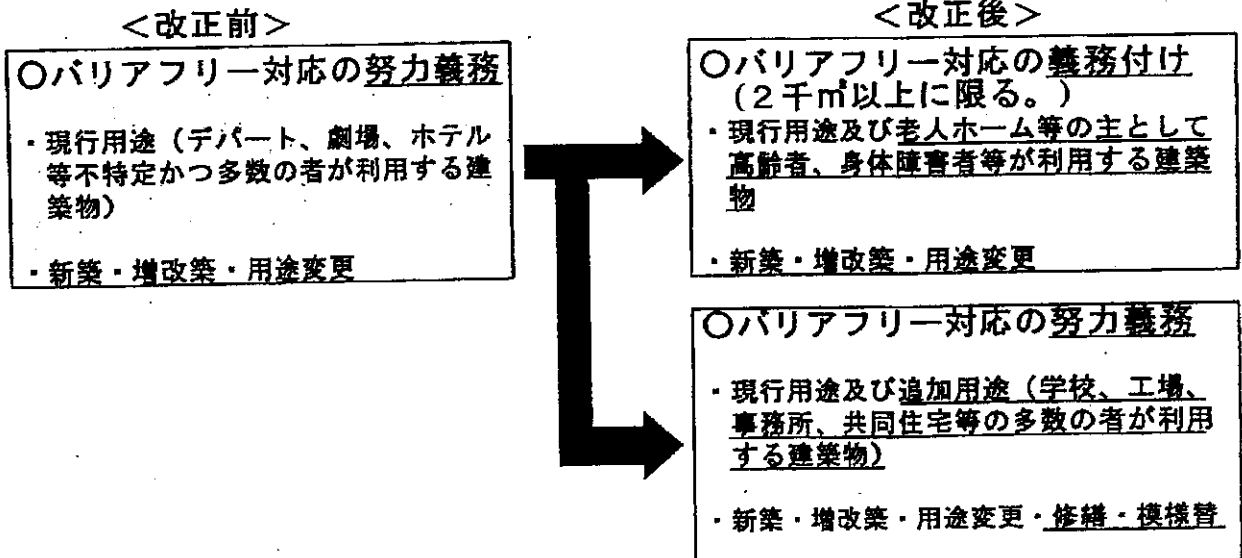
- ・駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置
- ・駐車場、公園等の整備等

支援措置

- ・運輸施設整備事業団による補助金の交付
- ・地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例
- ・固定資産税等課税の特例

(参考)

1. 廊下、階段、エレベーター等におけるバリアフリー対応（利用円滑化基準への適合）の義務付けの創設と努力義務の対象の拡大



利用円滑化基準：高齢者等の利用を阻む障壁を除去する水準で現行の基礎的基準に相当

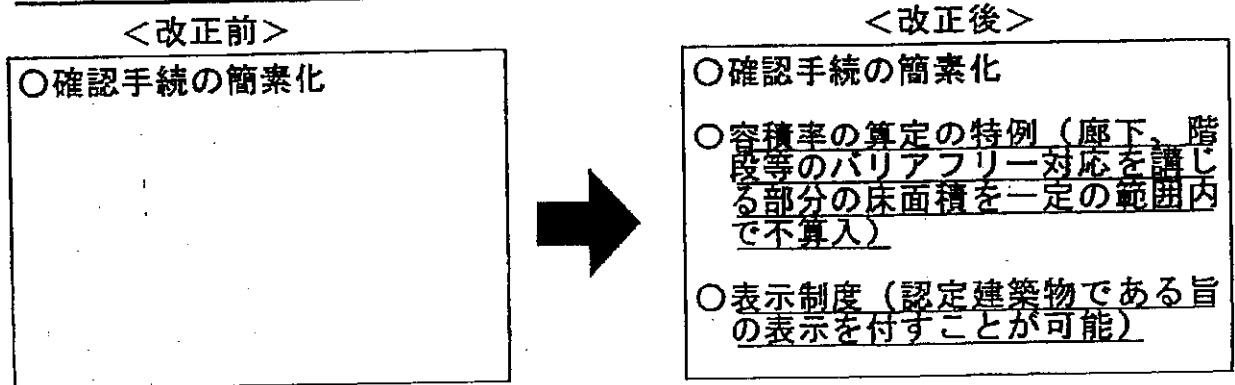
（例：出入口幅80cm、廊下幅120cm）

利用円滑化誘導基準：高齢者等が円滑に利用できる水準で現行の誘導的基準に相当

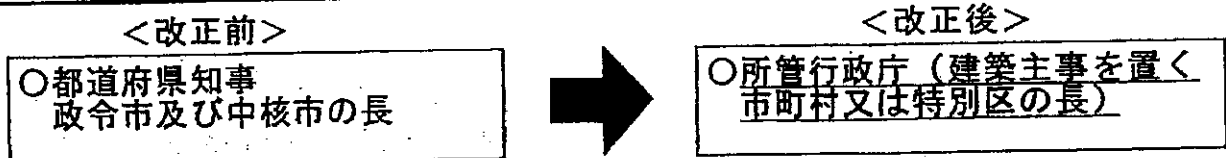
（例：出入口幅90cm、廊下幅180cm）

修繕：廊下の仕上げの補修等をいう。
模様替：トイレ・エレベーターの仕様の変更等をいう。

2. 認定建築物（バリアフリー対応（利用円滑化誘導基準への適合）の認定を受けた特定建築物）に対する支援措置の拡大



3. 法律の施行に関する事務の権限の委譲



(参考) その他の支援措置の拡大

- 所得税・法人税（割増償却）及び事業所税の特例の拡充等
- 日本政策投資銀行等融資及びNTT-C（無利子貸付）の拡充

公共賃貸住宅団地における保育所等との一体的整備

急速な少子化の進展や女性の社会進出に対応し、良好な子育て環境の整備を図ることは喫緊の課題である。このため、都心部等の立地に優れた公営住宅、公団賃貸住宅等の公共賃貸住宅団地の建替え等の際し、福祉等との連携を図りつつ、保育所等の子育て支援に資する施設を備えた生活拠点の形成を推進する。

(1) 公営住宅・特定優良賃貸住宅

公営住宅・特定優良賃貸住宅を保育所等と一体的に整備する場合について、補助限度額の加算等を実施。

<補助限度額の加算>

- ・公営住宅 : 約136万円/戸 (国費(1/2) 68万円/戸)
- ・公共団体の建設する特定優良賃貸住宅 : 約136万円/戸 (国費(1/3) 45万円/戸)

(2) 公団賃貸住宅

既存の公団賃貸住宅の建替えの際し、地方公共団体、社会福祉法人、NPO、民間事業者により保育所等の社会福祉施設等を併設する場合に、施策賃貸住宅供給促進運用金の活用により、地代を低減化。

(3) 大規模公営住宅団地の建替えの際し、保育所等の併設を原則化

○都市再生プロジェクト(第二次決定)(平成13年8月28日 都市再生本部決定)【抄】

IV. 都市部における保育所待機児童の解消

1. 利用しやすい場所における保育所等の設置の推進

(3) 公営住宅、公団賃貸住宅団地の建て替えにあたって保育所等生活支援施設の設置を基本とする。

V. PFI手法の一層の展開

1. PFI手法の一層の推進

(5) 公営住宅のPFI的手法

東京都南青山一丁目団地においては、PFI的手法による都営住宅の建て替えと、住宅のほか福祉・文化施設を含めた生活拠点として整備を行うため、事業者の選定に着手する。

社会福祉施設等を導入する市街地再開発事業の推進

1 概要

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用を推進する市街地再開発事業において、施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助を充実することにより、保育所等の福祉施設の立地の促進を図る。

2 社会福祉施設等との一体的整備費に係る補助

(1) 補助対象事業費の追加

次のいずれかに該当する市街地再開発事業では、建築主体工事費（他の補助対象となるものを除く）の15%に相当する額が補助対象事業費とされる。

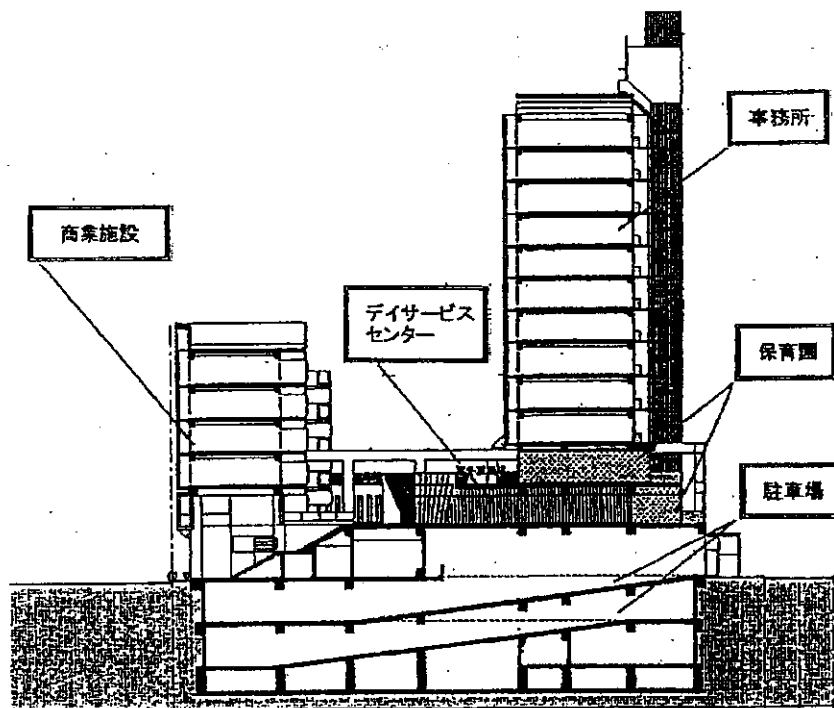
- ① 施設建築物に公的住宅及び社会福祉施設等（保育所、デイサービスセンター等）を含む一定の事業
- ② 施設建築物に社会福祉施設等（保育所、デイサービスセンター等）を含む一定の事業であって、鉄道駅等の交通結節点と一体的に実施されるもの
- ③ 施設建築物に社会教育施設（図書館等）を含む一定の事業であって、鉄道駅等の交通結節点と一体的に実施されるもの

(2) 補助金の額

$$\text{国の補助} = \text{補助対象事業費} \times 1/3$$

（ただし、地方公共団体が施行者に補助する額の1/2以下）

注）補助対象事業費には、社会福祉施設等との一体的整備費のほか、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等が含まれる。



保育所等に関する容積率制限の緩和について

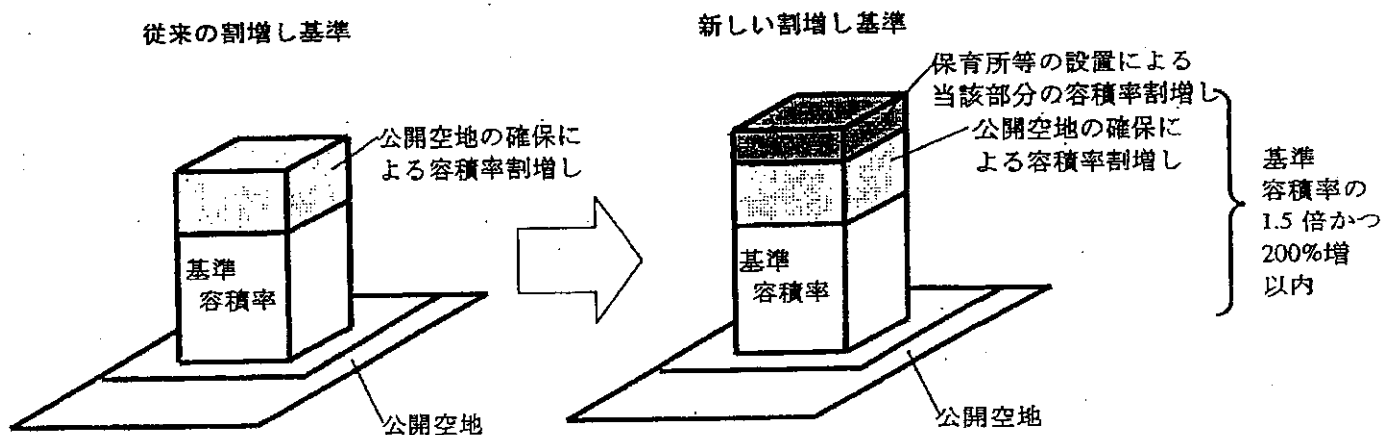
1. 趣旨

近年、都市部においては、保育所への待機児童が数多く存するなど、少子高齢社会に対応した都市再生を実現するための新たな課題が指摘されている。

このような状況を踏まえつつ、平成13年9月10日、国土交通省から都道府県等に対し、総合設計制度における保育所等に関する容積率の割増しの基準について技術的助言を行った。

2. 基準の概要

- 次のいずれかに該当する建築物について、公開空地の確保等による容積率の割増しと併せて、保育所その他の生活支援施設（以下「保育所等」という。）の部分の床面積の合計に相当する容積率の割増しを行うことができる。
 - イ 駅又は駅近傍の建築物で保育所等が設けられるもの
 - ロ 大規模な共同住宅で保育所等が設けられるもの
 - ハ 大規模な複合的再開発による建築物で保育所等が設けられるもの
- 緩和の上限は、基準容積率の1.5倍又は200%を加えたもののうちいずれか小さい方までとする。
- この割増しは、保育所等の確保が必要であると認められる場合に実施する。



(参考)

総合設計制度

- 建築基準法第59条の2に基づき、一定の規模以上の敷地面積と、一定の割合以上の空地を有する建築物のうち、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、市街地の環境の整備改善に資すると認めて特定行政庁が許可したものについて、容積率制限等を緩和できる制度。
- 平成14年3月末までに全国で2469件の許可事例がある。

住宅市街地整備総合支援事業

1 目的

大都市地域等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ、職住近接型の良質な市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の整備を総合的に行う。

2 事業の概要

(1) 対象地域

- ・ 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域等
- ・ 重点供給地域、地方拠点都市地域、中心市街地
- ・ 県庁所在都市又は通勤圏人口 25 万人以上の都市の通勤圏
- ・ 市街地総合再生計画の区域

(2) 整備地区の要件

①面積要件：概ね 5 ha 以上（重点供給地域では概ね 2 ha 以上、都心地域、中心市街地では概ね 1 ha 以上）

②拠点的开发等要件（以下の区域を含むこと）

- ・ 概ね 1 ha 以上、かつ、整備地区面積の概ね 20% 以上の拠点的开发等が見込まれる区域（人口が減少している都心地域、中心市街地、緊急に改善すべき密集住宅市街地にあつては、概ね 0.5 ha 以上、かつ概ね 10% 以上（緊急に改善すべき密集住宅市街地にあつては、概ね 100 戸以上の住宅建設を伴う場合に限る。））

(3) 事業内容

①住宅市街地整備

良質な市街地住宅の整備、又は市街地住宅の整備を中心とした地域の整備課題に対応した住宅市街地の整備を図るため、整備計画策定等、市街地住宅等整備、居住環境形成施設整備、公共施設整備を行う。

②都市再生住宅等整備

住宅市街地整備総合支援事業及び密集市街地整備促進事業等の実施に伴って住宅等を失うことにより、住宅等に困窮すると認められる者を入居させるための住宅の整備等を行う。

③街なみ環境整備事業

住環境の改善を必要とする区域において地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、地区施設の整備や建築物の修景等を行う。

(4) 施行者

地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社、民間事業者等

3 補助内容 (補助率)

住宅市街地整備	
①整備計画策定等 (3/4, 1/2, 1/3)	整備計画作成、開発推進計画作成、まちづくり協議会等活動支援、開発事業計画作成、低未利用地有効利用推進計画作成、都市・居住環境整備基本計画作成
②市街地住宅等整備 (1/2, 1/3)	・調査設計計画、土地整備、共通施設整備 ・公共空間整備、公開空地整備等
③居住環境形成施設整備 (1/3)	市街地景観形成施設、環境共生施設、福祉空間形成施設、地域生活基盤施設、地区公共施設
④公共施設整備 (通常事業に準ずる)	道路、都市公園、下水道、河川等
都市再生住宅整備 (2/3, 1/2, 1/3)	
① 調査設計計画 ② 従前居住者用の住宅等の整備 ③ 従前居住者用の宅地整備 ④ 家賃対策補助 等	
街なみ環境整備事業	
①街なみ整備事業 (1/2)	地区施設整備、地区防災施設整備、生活環境施設整備、空家住宅の除却等
②街なみ整備助成事業 (1/3)	門・塀等の移設、修景施設等の整備、共同建替等共同施設整備等

あんしん歩行エリアの整備のイメージ図

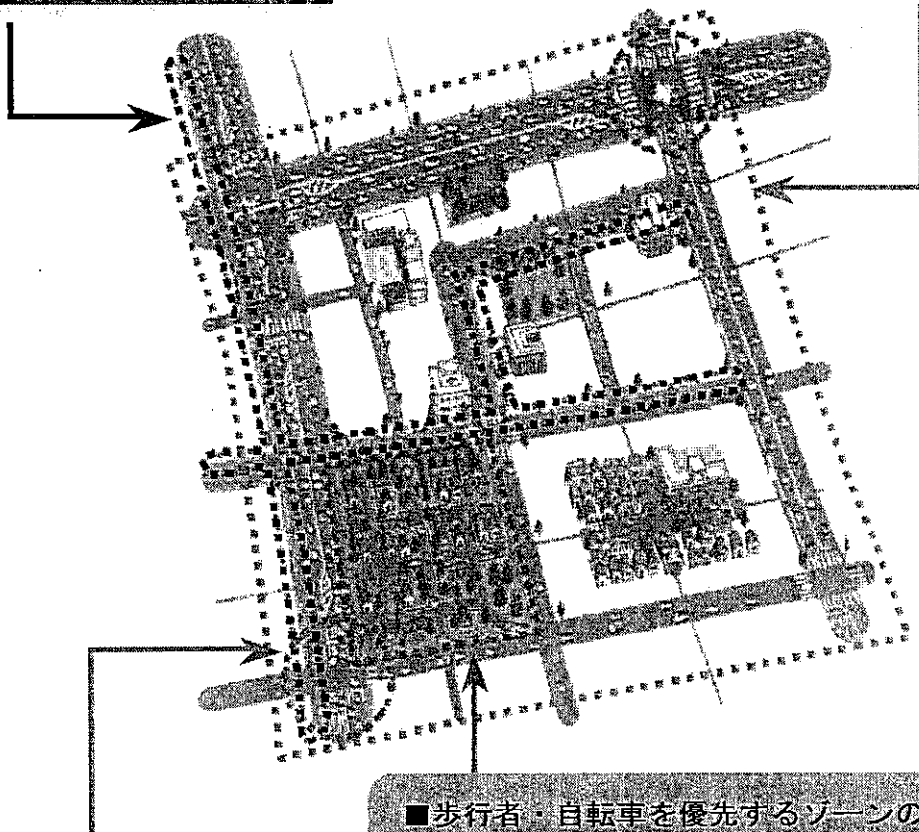
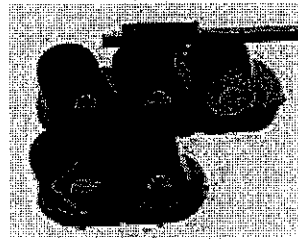
■歩行空間の整備

- 路側帯の拡幅
- 歩道、自転車道、幅の広い歩道、歩車共存道路の整備
- 段差・勾配の解消、電線類の地中化



■信号機等の整備

- 交通量等の情報を基に、信号機を制御
- LED式信号灯器、バリアフリー対応型信号機を設置
- 高輝度・自発光式道路標識等の設置



■交差点の改良

- 右折車線の設置
- 変形交差点の改良
- 駐車スペースの確保
- 違法駐車取締り

■歩行者・自転車を優先するゾーンの形成

- 最高速度規制
- ハンブの設置

- 歩行者自転車用道路の規制

